

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
29		<u>様式第29及び様式第30 削除</u>	<u>様式第29（第15条関係）</u> 電子情報処理組織使用届 (平成 年 月 日) 特許庁長官 殿 1 届出者 識別番号 住所又は居所 氏名又は名称 , 又は (国籍) 識別ラベル 2 代理人 識別番号 住所又は居所 氏名又は名称 , 又は 識別ラベル 3 暗証番号 4 電子計算機に関する事項 (1) I S D N回線番号 (2) 設置場所 5 電子計算機管理者 識別番号 住所又は居所 氏名又は名称 〔備考〕 1 「暗証番号」の欄には、4桁から128桁までのローマ字若しくはアラビア数字又はそれらの組み合わせからなる暗証番号を記載する。 2 届出に係る電子計算機が当該届出者以外の者により第15条第1項の規定により既に届け出られている電子計算機である場合であって、当該電子計算機の番
	1		
	2		

5 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、8、9、12から14まで及び16から18まで並びに様式第2の備考2、3及び5と同様とする。

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称 , 又は

識別ラベル

2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称 _____, 又は

識別ラベル

3 変更の内容

変更に係る電子計算機番号

變更事項

变更前

変更後

〔備考〕

1 電子計算機に関する事項について変更をするときは、「変更事項」に「ＩＳ
DN回線番号」、「設置場所」のように変更に係る事項を記載し、「変更前」

		<u>には変更前の I S D N回線番号、設置場所等を、「変更後」には変更後の I S D N回線番号、設置場所等を記載する。</u>
2		<u>2 暗証番号を変更するときは、「変更事項」には「暗証番号」と記載し、「変更後」の欄を「新暗証番号」として新たな暗証番号を記載し、「変更に係る電子計算機番号」及び「変更前」の欄は設けるには及ばない。</u>
3		<u>3 届け出た電子計算機の使用を廃止するときは、「変更に係る電子計算機番号」を「使用を廃止する電子計算機番号」とし、「変更事項」、「変更前」及び「変更後」の欄は設けるには及ばない。</u>
4		<u>4 その他は、様式第 1 の備考 1 から 3 まで、5、13、14及び16から19まで並びに様式第 2 の備考 1 から 3 まで及び 5 と同様とする。</u>